



® 令和6年 12月11日(水)
(2024年)

No. 16282 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ⑤3

データガバナンスとデータポータビリティの現在と未来 (1)

- ☆オンライン知的財産セミナー (最近の商標審判決における
識別力・類否判断の傾向に照らした自社商標保護の図り方) (14)
- ☆オンライン知的財産セミナー (新著知財セミナー) (知的財産分野の構造的課題について) (15)
- ☆オンライン知的財産セミナー (知的財産権と独占禁止法) (16)

知財の常識・非常識 ⑤3

データガバナンスと データポータビリティの現在と未来

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

I はじめに

筆者は、本シリーズにおいて、以下の通り、2018年から6回にわたり、情報財としてのデータについて執筆してきました。

➤2018/2/9⑩「新たな情報財の利活用をめぐる最近の動向」(GAFAに対抗するEU一般データ保護規則(GDPR)やデータポータビリティの意義、

米国とデータ覇権争いをする中国のインターネット安全法など)

➤2018/12/17⑪「インターネット上のコンテンツ流通について」(インターネット上のコンテンツの流通促進と侵害対策を実行するための3つの提案)

➤2019/10/11⑫「メガプラットフォーム取引の透



令和5年版

職員録

編集・発行 国立印刷局 2023年12月刊 A5判

上・下各巻 税込価格 14,960円
(本体価格 13,600円 消費税(10%) 1,360円)

上巻 中央官庁等

978-4-17-073601-3

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。

下巻 都道府県・市町村等

978-4-17-073602-0

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。

法令全書

編集・発行 国立印刷局

月刊 官報に掲載された法令(憲法改正・詔書・法律・政令・条約・省令・告示等)を月まとめで集録して、掲載事項毎に官報掲載日順・各官庁順に見やすく再編集。

総目録 1年間(暦年)に交付された全法令の件名を収録。

月刊 年12回/毎翌月25日 総目録 毎年3月中旬刊

B5判 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)



ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>

明性確保とデータポータビリティ、API開放」(日本を含む各国の競争当局による、デジタル・プラットフォームの取引の透明性確保、データポータビリティ及びAPI開放に関する見解を概観)

➤2020/10/14⑳「機微技術管理の国際動向と留意点」

(中国に対抗する欧米の機微技術の流出防止策および我が国の対応施策・関連ガイドラインなど)

➤2021/10/21㉑「DX時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立」(海賊版サイト

ブロッキングおよび拡大集中許諾(ECL)等)

➤2022/12/9㉒「デジタル時代のデータ戦略の今」

(欧州データ戦略-データ法案-EHDS法案、日本の包括的データ戦略-全国医療情報プラットフォーム構想)

(本稿において、上記各稿については随時「特許ニュース2018/2/9㉓参照」等と記載します。)

データポータビリティおよびプラットフォーム規制を含むデータガバナンスは、デジタル社会においてますます重要性を増しています。本稿では、我が国におけるデータガバナンスとデータポータビリティに関する議論の現在と今後の方向性について検討したいと思います。

II 日本の現状の総括と今後の取組方針について

石破内閣のもと2024年11月12日に開催されたデジタル行財政改革会議においては、参考1のとおり、資料3(事務局提出資料)により、EUと日本のデジタル関係の法制度の整備状況を比較したうえで、わが国のデータ活用制度の課題を「データ活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、EU等において、個人情報保護法制と整合的な形で医療、金融、産業等の分野でデータ利活用にかかる制度の整備が急速に進展している一方、日本では包括的な検討はなされていない」と総括し、今後の取組みとして、デジタル行財政改革の下で、2024年内に検討会を立ち上げて検討を行い、2025年夏を目途に、わが国のデータ活用制度の在り方についての基本的な方針を策定することを決定しました。また、同会議は「新しい地方経済・生活環境創生本部」(令和6年10月11日閣議決定により設置)と連携し、デジタル行財政改革会議関係の規制改革推進会議、行

政改革推進会議、デジタル庁と共に取り組みを加速・深化させるスケジュールも発表されました。

このうち「医療などのデータ利活用制度の検討(データ法等の体系のあり方の検討及び分野別の取組みの工程表作り)」は、特許ニュース2022/12/9㉔でも紹介したとおり、かねてより規制改革推進会議・医療WGで検討しながらこの間、主管である厚労省における検討が進まなかったものであり、WGでのフォローアップ課題でもあります¹。

III プラットフォーム規制

1. EU及び米国におけるプラットフォーム規制

デジタル社会においては、プラットフォーム依存から、ロックイン効果(特定のプラットフォームに依存することで、他のサービスへの乗り換えが困難になる。)、データの囲い込み(プラットフォームがユーザーデータを囲い込み、競争を阻害する可能性がある。)など、プラットフォームがデータを独占し、ユーザーのデータ移行を妨げる可能性があります。プラットフォーム規制は、こうしたデジタルプラットフォームの市場支配力を抑制し、競争を促進するための規制です。

EUは、デジタル市場法DMAの導入により、プラットフォーム規制において最も先進的な地域となっています。EUでは、デジタル市場法(Digital Markets Act。以下「DMA」)において、特定の「コア・プラットフォーム・サービス」(CPSs)を提供する大規模なオンライン・プラットフォーム(いわゆる「ゲートキーパー」)に対して事前の義務(例えばデータへのアクセス及び利用、サービスの流通や集約、非差別的取扱い、データ及びサービスへの公正、合理的かつ非差別的(「FRAND」)なアクセス、メッセージングサービスの相互運用性、並びに一定の報告義務など)を課しています²。なお、Appleは2024年1月以降、Googleは同年3月以降、EUにおいてDMAに準拠するため、EUで配信されるアプリに関するアップデートを公表しています。

米国は、長年、反トラスト法(Sherman Antitrust Act, Clayton Antitrust Act)に基づいた個別の訴訟を通じてプラットフォーム企業の独占禁止法違反行為を規制してきましたが、近年では、大

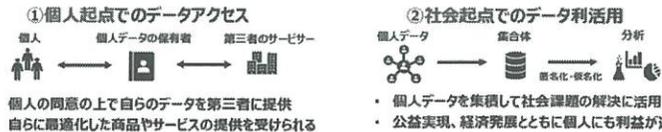
【参考1：出典2024年11月12日 デジタル行財政改革会議資料3「今後の取り組み方針」(kaigi8_siryou3.pdf 以下「前掲資料3」) P17、P18、P24】

データ活用：EUと日本のデジタル関係の法制度の整備

	データ関係			競争政策関係	AI関係	サイバーセキュリティ関係	
	データ保護の法的強化 各分野におけるデータ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点(一次利用)、②社会起点(二次利用) 等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的にEHDS法暫定整備					
EU	GDPR (2016)	データガバナンス法 (2021) データの流通促進を目的としたGDPRの特例規定 EHDS法 (医療・2024) PSD3 (金融決済・検討中) ※EUのデジタル市場を促進する法律	データ法 (2023) EUの個人データ保護に関する統一規則 EUの個人データ保護に関する統一規則 EUの個人データ保護に関する統一規則	デジタル市場法 (2022)	デジタルサービス法 (2022)	EU AI法 (2024)	サイバーレジリエンス法 (2024)
日本	個人情報保護法	日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等			デジタル市場法 (2022)	デジタルサービス法 (2022)	サイバーセキュリティ法 (2014)

データ活用：重要分野のデータ利活用の課題の例

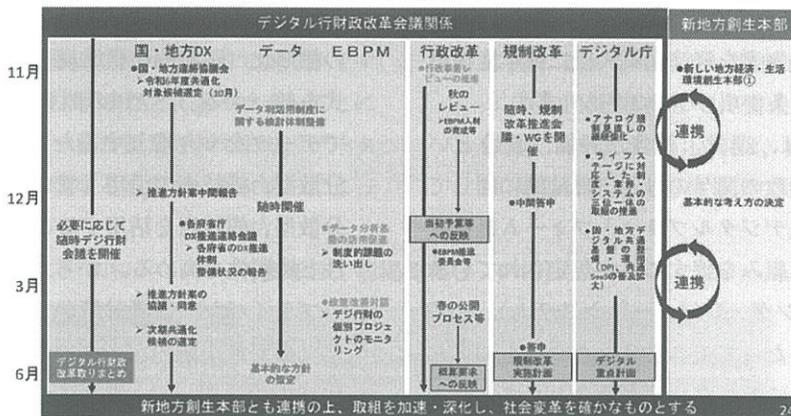
【データ利活用に関する主なアプローチ】



【データ利活用が重要と考えられる分野の例】

	医療	教育	金融
データ利活用の進捗状況	医療DXの推進に関する工程表に基づいた取組を推進(金融市場等プラットフォームの創設等)	GIGAスクール構想の下、1人1台端末の実現、個別/協働学習を可能にするデジタル教材の普及	銀行法APIによりフィンテック事業者による新たなサービスの提供
データ利活用の論点	利用可能な医療データの充実、電子カルテ等の共通化	初等中等教育段階のアーキテクチャやID管理の実現方法の検討、次世代校務DX環境の整備(学歴等・校務等データ連携)	クレカ、電子マネー等の各種決済データへのAPI連携の検証・検討(セクタリイ上でのリスクあるスケーリングからの検証)
データ利活用のメリット	個人などの医療機関でも自らの診療情報を参照できる 創薬の研究開発に活用できる (EUTCは3Dピクチャーの経験も議論に反映)	個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実につながる 校務負担の軽減・学校の働き方改革につながる	各種決済サービスの利用にあたり手数料の低減を期待できる 個人や中小企業が効率的に献計・会社の管理ができる

デジタル行財政改革の今後のスケジュール(案)



規模プラットフォームに対する規制強化の動きが強まっています。なお、Appleは、2024年1月、外部購入リンクを含むアプリの米国での配信を認めましたが、これを利用する場合に減額されるアプリストア手数料の額は3%にとどまっています。

2. 日本におけるプラットフォーム規制

日本でもプラットフォーム依存問題について独占禁止法の適用範囲を拡大する議論が進んでいますが、EUや米国に比べて規制は緩やかであり、デジタル市場における競争政策の司令塔を担う内閣官房(デジタル市場競争本部事務局)を中心に政府

全体で事前規制・共同規制・事後規制を組み合わせた制度整備に向けた取り組みが進められています。

2020年5月27日「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(令和2年法律第38号、以下「透明化法」という。))が制定され、2021年2月に施行、同年4月から本格的な運用を開始しています。透明化法は、事業者間取引(いわゆるPlatform to Businessの取引)における利用事業者保護を図るとともに、その規制手法として共同規制を採用するものであって、デジタルプラットフォーム提供者のうち、デジタルプラットフォームの透明性・公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者を規制対象としています。

具体的には政令で定める事業の区分と規模の要件を満たすデジタルプラットフォームを提供する者が「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定され、透明化法上の義務を負うとされています(法4条1項)。透明化法上の義務には①利用事業者に対する情報開示義務(法5条)、②利用事業者との相互理解を促進するための体制整備義務(法7条、「特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針」(令和3年経済産業省告示16号。以下、「指針」という。))、③運営状況の自己評価を付した定期報告書を経済産業大臣に毎年度提出する義務(法9条1項)の3つがあります。

透明化法では、運営、報告、評価、改善というサイクルを行政の関与のもと、継続的に回していく中で、特定デジタルプラットフォーム提供者に自主的な取り組みを促すことが想定されています(“モニタリング・レビュー”システム)。2023年度は12回にわたってモニタリング会合を開催し、2023年12月5日にモニタリング会合とりまとめを公表し、2024年2月2日には総合物販オンラインモール分野及びアプリストア分野については、2回目の、デジタル広告分野については初の経済産業大臣評価(以下「本評価」)を公表しています。

たとえば、アプリストアの運営にかかる費用と手数料について、本評価では、アプリ内課金の代替決済手段や当該手段に至るまでの経路について、

利用事業者にとってアプリ内課金との比較で実質的な選択肢となる仕組みとすることを求めています。

また、オーディエンス・データへのアクセスも問題になっています。オーディエンス・データとは、広告閲覧者のウェブサイトの訪問履歴、購入履歴、属性のデータ、位置情報等を解析し、同様の特徴を持つ広告閲覧者同士のグループに整理したうえで、匿名化したデータをいい、広告のターゲティング配信のために利用されます(指針2.4.2)。サードパーティ・クッキーの廃止に向けた動きが進む中、広告主にとって、デジタルプラットフォームの保有するオーディエンス・データに依拠したマーケティングの重要性が高まっており、特定デジタルプラットフォーム提供者には、広告主や業界団体からの求めに応じ、オーディエンス・データを利用しやすい方法で提供するとともに、その使い方をわかりやすく説明することが求められています。

なお、経済産業省は、デジタルプラットフォームを利用する事業者向けに「デジタルプラットフォーム取引相談窓口」を設けており、当該窓口寄せられる声が大臣評価においても重要な役割を果たしているといわれています。

3. プラットフォーム依存性に対する解決策

技術的な解決策としては、データフォーマットの標準化(国際的な標準規格を策定し、データ形式を統一する。)、APIの開発(異なるシステム間でデータをやり取りするためのAPIを開発する。)、分散型台帳技術の活用(ブロックチェーンなどの分散型台帳技術を活用することで、データの信頼性と透明性を高める。)が考えられます。

プライバシー保護対策としては、データの最小化(必要最小限のデータのみを移転する。)、暗号化技術の活用(データを暗号化することで、不正アクセスから保護する等)、プライバシーポリシーの明確化(データの利用目的や第三者への提供について、明確なプライバシーポリシーを策定する。)があります。

さらに、制度整備としては、データ所有権の明確化(データの所有権を個人に明確化し、プラットフォーム依存から脱却するための法整備を進め

る。)、データトラストの構築(第三者の信頼できる機関が、個人のデータを管理する仕組みを構築する。)、オープンAPIの推進(プラットフォームが、自社のサービスにアクセスするためのAPIを公開する。)、ポータビリティの義務化(プラットフォーム事業者に、ユーザーがデータを自由に持ち出せるように義務付ける。)があげられます。

IV データポータビリティについて

1. データビリティの位置づけ

(1) データポータビリティは、個人が自身のデータを異なるサービス間で自由に移動させる権利であり、近年、個人情報保護の新たな潮流として注目されています。この権利は、個人が自身のデータをコントロールし、様々なサービスを自由に選択できるという点で、デジタル社会における個人の自立を促進する上で重要な役割を果たします。

米国と欧州のデータポータビリティに関する考え方は、プライバシー保護と市場競争のバランスという点で大きく異なっています。欧州は、個人のプライバシー保護を重視し、厳格なデータ保護法を制定しているのに対し、米国は、市場競争を重視し、セクター別や州別の規制が中心となっています。

米国は、個人のプライバシー保護よりも、市場競争を重視する傾向があり、データポータビリティに関する法規制は、欧州に比べて緩やかです。

米国では、金融、医療など、各セクターごとに異なるプライバシー法が制定されており、データポータビリティに関する規定も、セクターによっ

て異なります。また、各州が独自のプライバシー法を制定しているため、州によってデータポータビリティに関する規制に大きな差があります。カリフォルニア州では、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)が制定されており、事業者は、消費者の個人データを第三者に販売する場合には、消費者の同意を得る義務があります。また、消費者は、事業者に自身の個人データの開示を要求することができます。連邦レベルでは、FTC(連邦取引委員会)が、不当な商業慣行を禁止する法律に基づいて、データプライバシーに関する規制を行っています。

欧州は、個人のプライバシー保護を重視しており、GDPR(2016)をはじめとする厳格なデータ保護法を制定しています。EUの欧州のデータガバナンス法(2021)、データ法(2023)、欧州ヘルスデータベース法(2024)の出発点にあるのは、GDPRで明記されたデータポータビリティの概念です。GDPRは、EU域内で個人データを取り扱うすべての事業者に適用される包括的なデータ保護法です。GDPR第20条では、データポータビリティの権利が明記されており、個人は、自身が提供した個人データを、構造化され、一般的に使用される、機械可読な形式で取得し、他の事業者に転送する権利を有します。ePrivacy指令は、電子通信に関するプライバシー保護に関する指令であり、GDPRと連携して、個人のプライバシーを保護しています。GDPRは、EU域内だけでなく、EU域外に所在する事業者であっても、EU域内

【参考2：前掲資料3 P49】

<p>データ法(Data Act 2023)</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野の非個人データを対象としたB2B/B2C/B2G間のデータアクセス・利用に関するルール。 IoT機器等のコネクテッドデバイスのユーザーが、デバイス生成データにアクセス可能にすることで、そのデータを第三者と共有できるようデバイス製造者に対し義務の導入や、公共の緊急事態が発生した場合や公益任務において、データが他の方法で入手できない場合に法的義務を履行するために必要な民間企業が保有するデータに、公共部門の組織がアクセスして利用可能とするもの。
<p>データガバナンス法(Data Governance Act 2021)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信頼性を確保したデータ流通の促進を目的としたルール。 機密性の高い公的機関保有データの二次利用を可能とするための枠組の導入や、データ共有リソースプロバイダー(データ提供者と利用者の中間者)に対する信頼性向上の規律導入、企業・個人による公益のための自発的なデータ提供を促す仕組みを導入。
<p>欧州ヘルスデータベース法(European Health Data Space 2024)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルスデータベース構築とヘルスデータの利活用(一次利用・二次利用)の促進に関する総合的なルール。 個人は自らのヘルスデータに無料・即時にアクセスし、国境を越えて、医師・医療機関とデータを共有することが可能であると同時に、データを提供するかどうか、どの医療機関にどのデータを提供するかなど、自らのデータへのアクセスを自由に制限できるオープン型の仕組みを導入。 公衆衛生分野における公共の利益の確保、科学研究、公衆衛生に寄与する製品・サービスの開発(AI等を含む)といった目的の下、適切な手続きを踏めば、個人の同意不要で二次利用が可能となる仕組みを導入。 これらの個人のヘルスデータを収集・蓄積する仕組みとして、EUの技術仕様を踏襲した共通の電子カルテを導入し、医療専門家による優先的なケアのためのデータ登録を義務付け。

の個人データを処理する場合には適用されま
す³。

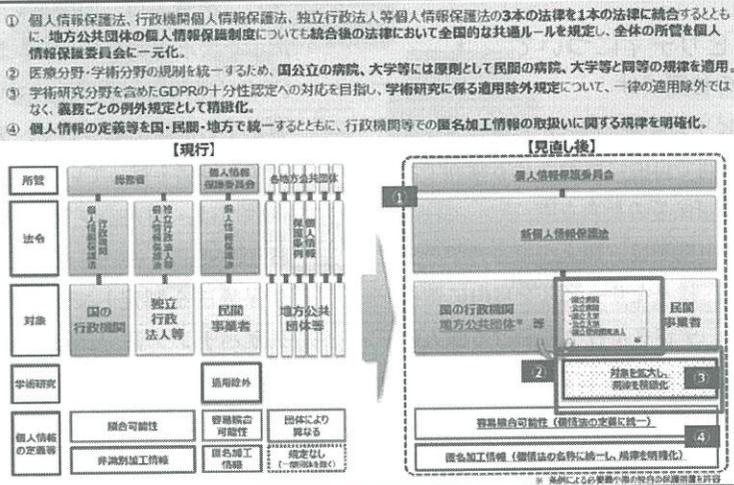
(2) 日本の個人情報保護法制は国・地方自治体
を含めて、非常に複雑です。これまでも見直し
が検討されてきましたが、複雑さは解消されて

いません。

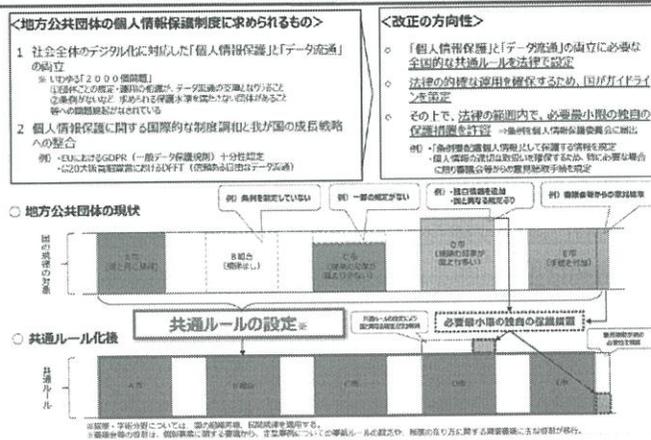
個人情報保護法は、個人データの漏えい等報
告 (26条1項) 及び安全管理措置 (23条) につ
いて、個人情報ではなく、「個人データ」をその
対象としています。個人情報とは、当該情報に

【参考3：デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 概要資料—個人情報保護委員会—】

個人情報保護制度見直しの全体像



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の方向性)



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の概要)

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が実現される中、
 - ① 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が実現される中、
 - ② 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が実現される中、
 - ③ 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が実現される中、

概要

- 適用対象
 - ① 適用対象
 - ② 適用対象
 - ③ 適用対象
- 定義の一元化
 - ① 定義の一元化
 - ② 定義の一元化
 - ③ 定義の一元化
- 個人情報の取扱い
 - ① 個人情報の取扱い
 - ② 個人情報の取扱い
 - ③ 個人情報の取扱い
- 匿名加工情報の取扱い
 - ① 匿名加工情報の取扱い
 - ② 匿名加工情報の取扱い
 - ③ 匿名加工情報の取扱い
- 匿名加工情報の提供制限の導入
 - ① 匿名加工情報の提供制限の導入
 - ② 匿名加工情報の提供制限の導入
 - ③ 匿名加工情報の提供制限の導入
- 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ① 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ② 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ③ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
- 施行期日
 - ① 施行期日
 - ② 施行期日
 - ③ 施行期日

含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいう(2条1項)のに対し、個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいうとされ(16条3項)、「個人情報データベース等」については16条1項で定義されています。

具体的には、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物が想定されていますが、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当するものとされています(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号。2-4)。

近時、オンラインのウェブサイト(特にECサイト)において、ログインフォーム等の入力フォームから直接個人情報を摂取するいわゆるWebスキミングと言われる方法による個人情報の窃取被害が生じています。この手法による個人情報の窃取は、個人情報単体を、事業者の個人情報データベース等に組み込まれる前に行われてしまうものであるため、窃取された個人情報は、「個人データ」には該当していないということになり、漏えい等報告及び安全管理措置の対象とならないと考えられます。

そこで、2024年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」・同ガイドライン改正により、個人情報データベースに組み込まれる前のいわゆる散在情報の段階の個人情報についても、個人データとして取り扱われることが予定されているものについては、それが不正の目的の行為により漏えい等した場合には、漏えい等発生時の報告・通知義務と安全管理措置の対象が拡大されました(改正前では「個人データ」のみ対象とされていましたが、一定の場合において「個人情報」も対象に含まれることになりました)。

このように、日本の個人情報法制は社会環境の変化に応じて常に見直し努力が続けられているものの、その複雑さは増すばかりでデータ利活用の促進の阻害要因になっているといわざるを得ません。筆者は、データ利活用に関する法的整備について、これまで「日本では包括的な検討はなされていない」状況の原因の一端は、個人の権利としてデータポータビリティの位置づけを避けてきたことにあるのではないかと、今後、データ利活用について、個人起点(一次利用)と社会起点(二次利用)のルール整備を進めるためには、データポータビリティ概念を明確にすることを避けるべきではないと考えています。

2. データポータビリティ実現上の課題との関係

とはいえ、確かに、データポータビリティの実現には、技術的な課題やプライバシー保護とのバランスなど、様々な課題が山積しています。

技術的な課題としては、データ形式の非互換性(異なるサービスで利用されるデータ形式が統一されていないため、データの変換に手間とコストがかかる。)、システム間の連携(異なるシステム間の連携を確立するためには、APIの開発やデータフォーマットの標準化が必要となる。)、データ量の増加(データ量が膨大になるにつれて、データの転送や処理に時間がかかり、コストも増加する。)があげられます。

また、プライバシー保護とのバランスに関しては、個人情報の漏洩リスク(データの移転中に、第三者に不正にアクセスされるリスクがある。)、データの誤用(移転されたデータが、元の目的とは異なる目的で利用される可能性がある。)、匿名化との矛盾(データポータビリティと匿名化は、一見矛盾する概念のように思われる。)があげられます。

さらに、データポータビリティの実現には事業者への負担が避けられません。例えば、システム改修コスト(データポータビリティに対応するためには、既存のシステムを改修する必要がある。)、データ管理コスト(移転されたデータの管理コストも増加する。)および競争環境の変化(データポータビリティによって、顧客の乗り換えが容易になり、事業者の競争が激化する。)による事業者の負担への対策をとる必要もあります。

法的な課題としては、データ主権については、データオーナーシップ(データの所有権(利用権)が誰にあるのかという問題)は、データポータビリティの議論において重要な要素となります。また、著作権(データの中には、著作権で保護されるコンテンツが含まれている場合がある。)、契約上の制限(サービス契約によっては、データの持ち出しが制限されている場合がある。)、国際的な法規制(データを国境を越えて移転する場合、各国の法規制を遵守する必要があります。)もあります。プラットフォーム依存(プラットフォームがデータを独占し、ユーザーのデータ移行を妨げる可能性がある。)についてはⅢで後述します。

しかしながら、これらのデータポータビリティの実現に伴う様々な課題状況は、欧米においても共通するところ。「卵が先か鶏が先か」の議論にみえるかもしれませんが、データ利活用に関する法的整備について包括的な検討をするためには、欧米のように、データポータビリティ権の整理を出発点として、具体的な技術的な課題やプライバシー保護とのバランスなど、実現上の課題についての解決の具体策を、順次策定して行くという方が政策実現において効率的であることは、前掲資料3の日本と欧州との制度比較においても客観的に認められるところでしょう。

3. データポータビリティ実現上の課題の解決策

データポータビリティ実現上の課題については、それぞれ以下のような解決策が提案・検討されています。

(1) 技術的な解決策

データフォーマットの標準化(国際的な標準規格を策定し、データ形式を統一する。)、APIの開発(異なるシステム間でデータをやり取りするためのAPIを開発する。)、クラウド技術の活用(クラウド技術を活用することで、データの転送や処理を効率化できる。)

(2) プライバシー保護対策

データの匿名化(個人を特定できないようにデータを加工する。)、アクセス制御(データへのアクセス権限を厳しく管理する。)、暗号化(秘密計算。データを暗号化することで、不正アクセス等から保護する。)

秘密計算は、データを開示せず暗号化したまま計算し、結果のみを復元するため、クラウドでデータを秘匿化したまま分析処理や、異なる組織間のデータを秘匿化したまま結合分析を、高速かつ安全に行うことができます。今日、ほぼすべてのWebサイトが、通信の暗号化(HTTPS)を使用しているのと同様に、まもなく全てのワークロードが秘密計算(Trusted Execution environment、TEE)で実行されるようになるといわれています。

(3) 事業者への支援

政府による支援(政府が、データポータビリティに関するガイドラインを策定したり、技術的な支援を行う。)、業界団体による連携(業界団体が、共通の技術基準を策定したり、相互運用性を高めるための取り組みを進める。)

(4) 法的な整備

データポータビリティに関する法整備(データポータビリティの範囲や手続きを明確化する。)、著作権法の改正(データポータビリティと著作権の関係を明確化する。)、国際的な協力(データポータビリティに関する国際的な枠組みを構築する。)

(5) 国際的な課題

各国のデータ保護法には差異があり、国際的なデータ移転を複雑化させています。さらに各国でデータの保管場所に関する規制が強化されると、データのグローバルな流通が制限される可能性があります。こうした課題の解決策としては、データポータビリティに関する国際的な枠組みを構築し、法規制の調和を図ることや、データの自由な流れを促進するための国際的な合意形成(DFFT: Data Free Flow with Trust)を目指すことが求められます。

4. まとめと今後の展望

データポータビリティは、個人情報保護の観点から重要な概念であり、今後ますます注目されることが予想されます。しかし、その実現には、技術的な課題、プライバシー保護とのバランス、そ

してデータ主権やプラットフォーム依存といった新たな概念との関係性など、多くの課題が存在します。これらの課題を解決するためには、政府、企業、そして個人を含めた多様な主体が協力し、制度設計や技術開発を進めていく必要があります。

V 生成AIサービス提供事業者等の責任について

より今日的な問題として、AI技術、特に生成AIの進歩は目覚ましく、私たちの生活やビジネスに欠くことのできない存在となる一方で、その商業的利用の普及につれ、AI生成物の生成過程における権利侵害問題や、いわゆるディープフェイクによる社会の混乱や誤った学習データ、モデルによる差別の助長などが問題になっています。基本的人権や民主主義などの普遍的価値を守りながら、技術革新を後押ししていくための包括的な枠組みが求められているといえます。

1. 欧州 (EU) AI規制法

2024年5月21日、生成AIを含む包括的なAIの規制である「欧州 (EU) AI規制法」(以下、「AI法」) が成立し (8月1日発効。今後、規制内容に応じて2030年12月31日までに段階的に施行)⁴、EU域内に所在していない日本企業も、EU域内でAIシステムを上市する等のプロバイダーに該当する場合、AI法の適用を受けます (違反類型に応じて、全世界売上ベースでの制裁金が定められています。)。AI法は、AIをリスクの程度で分類してリスクの程度ごとにさまざまな規制 (要件・義務) を定めており、今後、段階的に適用されます。AI法の対象になるにもかかわらず適切な対応が実施されていない場合、高額な制裁金を科されるおそれがあります。また、AI法では技術的要求事項として、データガバナンス、プライバシーガバナンス、サイバーセキュリティが挙げられています。日本企業においても、AI法の施行タイミングや自社サービスに適用される要件・義務を把握し、自社の各ガバナンスのセルフアセスメントを実施することが必要です。

さらに、AI法には、生成AIの急激な進化と普及を受け、生成AIに対する規制等が追加されています。生貝直人「EUのAI規制枠組：AI規制論の生成AI前後」(法とコンピュータ42号 (2024年) 35頁～40頁) によれば、生成AIを含む汎用目的AIモデ

ルの規律として、汎用目的AI全般に対する義務 (汎用目的AIモデルの提供者に対して、監督当局の要請に応じて提供できるように、訓練やテストのプロセス、評価結果等を含むモデルの技術文書を作成し最新の状態に保つこと等の義務) 及び、システムリスクAI⁵に対する追加的義務 (システムリスクを有する汎用目的AIモデルの提供者は、システムリスクの特定と軽減を目的としたモデルの敵対的テストの実施と文書化を含むモデル評価を実施すること等が義務付けられる。) の2類型が追加されており、後者は、デジタルサービス法 (Digital Service Act, DSA。2024年2月から全面適用。ソーシャルメディア等のプラットフォームサービスを含むデジタルサービスの規律枠組) に基づき、超大規模オンラインプラットフォーム、及び、超大規模オンライン検索エンジンの提供者に課せられる義務と、相互補完関係にあると説明されています。

2. 中国の「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」

中国では、中国初の専ら生成AIの利用等を対象とする法律として、2023年7月10日に「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」(以下、「生成AI法」) が公布され、同年8月15日に施行されました。同法では、生成AIサービスの提供にかかわる事業者 (「生成式AIサービス提供者」。AI開発事業者とAIサービス提供者を含む。) の注意義務として、従来の事後的な注意義務 (画像や動画等の生成物にAI生成であることのマークを付ける義務、違法コンテンツの削除等義務、著作権侵害行為に対し警告やサービス制限・停止等措置を講じる義務) に加えて、法令順守、知的財産権尊重等義務、適法なデータ利用、適切な機械学習を行う義務、利用者と利用契約を締結し、双方の権利義務を明確にする義務、権利者からの苦情や通報への迅速対応義務といった、事前予防や混乱防止義務が追加されています。

さらに蔡万里「生成AIサービス提供事業者の著作権侵害責任について—広州インターネット裁判所判決 (2024年2月8日) を手掛かりに」⁶によれば、2024年3月16日「中華人民共和国人工知能法 (学者推薦稿)」が公布され、AIサービス提供者の義務や責任について、事前予防義務としての

利用者の適切な利用を促すための導引義務の詳細な規定などが明示されています。

3. 日本の現状

日本においては、上記した欧州のAI法や中国の生成AI法のような立法はまだなされていません。生成AIと著作権の関係に関する懸念の解消を求めるニーズに応えるため、生成AIと著作権の関係に

関する判例及び裁判例の蓄積がないという現状を踏まえて、生成AIと著作権に関する考え方を整理し、周知すべく、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、有識者へのヒアリングやパブリックコメントの募集等を実施しながら議論を行い、令和6年3月15日「AIと著作権に関する考え方について」⁷を取りまとめました。

また、文化庁では「AIと著作権に関する考え方

【参考4：「AIと著作権に関する考え方について（概要）」（令和6年4月）⁸】

「考え方」の概要：AI開発・学習段階



海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のために複製することについて

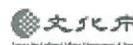
- ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものです。
- AI開発等を行う事業者が、海賊版等と知りながら学習データの収集を行った場合、以下のように、開発された生成AIによる著作権侵害の責任を問われる可能性があります。

- 既存の判例上、物理的に著作権侵害行為を行った者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の責任を負う場合がある(規範的行為主体論)。
- AI開発事業者やAIサービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行った場合、これにより開発された生成AIにより生じる著作権侵害について、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性が高まる。

※ 「考え方」では、どのウェブサイトが海賊版を掲載しているかといった情報が、権利者から事業者に対して提供されることで、事業者が海賊版サイトを認識できるようにし、学習データ収集の対象から除外できるようにするといった取組が望ましい、といったことも示されています。

10

「考え方」の概要：生成・利用段階



著作権侵害の要件：「類似性」と「依拠性」

- AIを利用して生成した画像等をSNS等にアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合は、通常の著作権侵害と同様の基準で、侵害となるか否かが判断されます。
- すなわち、生成された画像等に既存の画像等(著作物)との類似性(創作的表現が共通していること)及び依拠性(既存の著作物をもとに創作したこと)が認められ、かつ、権利制限規定の対象外である場合は、既存の著作物の著作権侵害となります。
- これに対して、AI生成物に、既存の著作物との「類似性」又は「依拠性」が認められない場合、既存の著作物の著作権侵害とはならず、著作権法上は、著作権者の許諾なく著作物を利用することが可能です。また、個人的に画像を生成して鑑賞する行為(私的使用のための複製)等、権利制限規定の対象となる行為に当たる場合も、利用について許諾は不要です。

について」等で示された考え方の解説資料として、AI開発者等が著作権と生成AIとの関係で生じるリスクを低減させる上で、また、権利者が自らの権利を保全・行使する上で、望ましいと考えられる取組みを、生成AIに関係する当事者(ステークホルダー)の立場ごとに分かりやすい形で紹介する「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」(令和6年7月31日)も作成公表しています⁹。

4. おわりに
 昨今では、AI音声生成技術を活用したビジネスが普及する一方で、人気アニメキャラクターの声を無断で流用した動画配信や、「ディープ・ボイス」技術を悪用した詐欺事件の発生などの社会問題も発生しており、現行法制度における音声の権利保護の限界と新たな法的保護の枠組みの可能性について活発な議論が始まっています。これからも、生成AIによるデータ利用が進み、パンドラの

【参考5：AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス】

このチェックリストについて



資料の構成について

- ◆「第1部 AI開発・提供・利用のチェックリスト」は、「事業者ガイドライン」の分類に倣い、ステークホルダーを以下のように分類しています。また、「中間とりまとめ」内の「各主体に期待される取組事項例」(72頁)の構成を踏まえたものとなっています。

*本資料では、「事業者ガイドライン」と異なり、「AI開発者」及び「AI提供者」を事業者に限定していません。

<p>AI開発者 (AI Developer)</p>	<p>AIシステムを開発する者(AIを研究開発する者を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AIモデル・アルゴリズムの開発、データ収集(購入を含む)、前処理、AIモデル学習及び検証を通してAIモデル、AIモデルのシステム基盤、入出力機能等を含むAIシステムを構築する役割を担う。 <p>*「考え方」では「AI開発事業者」に相当</p>
<p>AI提供者 (AI Provider)</p>	<p>AIシステムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービスとしてAI利用者(AI Business User)、場合によっては業務外利用者提供する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AIシステム検証、AIシステム他システムとの連携の実装、AIシステム・サービスの提供、正常稼働のためのAIシステムにおけるAI利用者(AI Business User)側の運用サポート又はAIサービスの運用自体を担う。 ● AIサービスの提供に伴い、様々なステークホルダーとのコミュニケーションが求められることもある。 <p>*「考え方」では「AIサービス提供事業者」に相当</p>
<p>AI利用者 (AI Business User)</p>	<p>事業活動において、AIシステム又はAIサービスを利用する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AI提供者が意図している適正な利用を行い、環境変化等の情報をAI提供者と共有し正常稼働を継続すること又は必要に応じて提供されたAIシステムを運用する役割を担う。 ● また、AIの活用において業務外利用者へ何らかの影響が考えられる場合は、当該者に対するAIによる意図しない不利益の回避、AIによる便益最大化の表現に努める役割を担う。 <p>*「考え方」では「AI利用者」に相当</p>
<p>業務外利用者 (一般利用者)</p>	<p>事業活動以外でAIシステム又はAIサービスを利用する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「事業者ガイドライン」では、「業務外利用者」は「事業活動以外でAIを利用する者又はAIを直接事業で利用せずにAIシステム・サービスの便益を享受する。場合によっては損失を被る者」とされていますが、本資料では、これらのうち実際にAIを利用する者を指す用語として用いています。 <p>*「考え方」では「AI利用者」に相当</p>

AI利用者(業務利用者)のリスク低減方策



3-1 AIシステム・サービス利用時

関連するステークホルダーへの説明

3-1-6 関係するステークホルダーに対して、AIの利用について適切に説明

- 「考え方」39・41頁
- 「中間とりまとめ」75頁
- 「事業者ガイドライン」35頁

3-1-7 生成に用いたプロンプト等、生成物の生成過程が確認可能な状態の確保に努める

- 「考え方」33・39頁
- 「事業者ガイドライン」17・35頁

AI生成物をライセンス契約等の取引の対象とする場合、当該AI生成物が著作物であるかどうかの取引の重要な要素となる場合も想定されます。

あるAI生成物について、これが著作物であることを事前にライセンス契約等の取引の対象とする場合には、関係するステークホルダーに対して、AIを利用したAI生成物であることや、その著作物性等について、適切に説明することが求められます。

また、当該AI生成物が、既存の著作物の著作権を侵害するものでないこと(特に、既存の著作物と類似したものとなっていないこと等)についても、可能な確認措置(インターネット検索等)を行っていることを適切に説明できるようにしておくことが望まれます。

著作権侵害の要件のうち「依拠性」については、生成AIを利用した場合であっても、AI利用者が既存の著作物を認識しており、生成AIを利用して当該既存の著作物と類似したものを生成させた場合には、依拠性が認められると考えられます。生成AIへの指示(プロンプト)として既存の著作物そのものを入力した場合や、既存の著作物の題号(タイトル)、キャラクター名などの特定の固有名詞を入力した場合は、AI利用者が既存の著作物を認識していたことを推認させる間接事実となり、依拠性が認められやすくなる考えられます。

AI生成物の利用に際しては、まずは既存の著作物と類似していないか確認することが重要ですが(3-1-5参照)、これに加えて、依拠性がないことを説明できるよう、生成に用いたプロンプト等、生成物の生成過程を確認可能な状態にしておくことが望まれます。

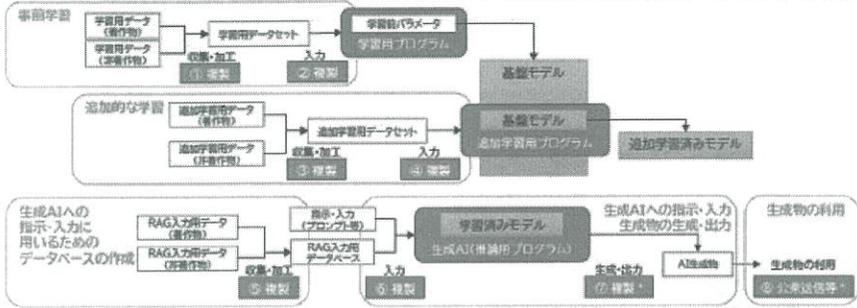
また、AI生成物が「著作物」に該当するか(著作物性)は、生成に当たってAI利用者が有していた「創作意図」とAI利用者の「創作的寄与」の程度によって判断されることから、生成物の著作物性について関連するステークホルダーに対して説明する観点でも、生成に用いたプロンプト等を認識可能な状態にしておくことが望まれます。

前提知識の把握



生成AIの開発・提供・利用に伴って、どのような法定利用行為が生じるか (考え方18・32頁)

- ◆ 著作権は、「複製」や「公衆送信」といった、著作物の「法定利用行為」に該当する行為に対して及びます。そのため、権利者としては、まず、生成AIとの関係で、どのような法定利用行為が生じ得るのか(自らの著作物がどのように利用されるのか)を適切に把握したうえで、どの行為に対して権利を行使できるか等、生成AIへの対応を考える必要があります。* 法定利用行為以外の利用行為(著作物を単に閲覧したり、記憶に残したりする行為)には、著作権は及びません。
- ◆ 生成AIの開発・提供・利用に伴って生じる法定利用行為としては、主に以下の①～④が想定されます。
* AIシステム・サービスや生成物の利用方法によっては、下記以外の他の法定利用行為(公衆送信、譲渡等)となる場合も考えられます。



自身の作品に類似したAI生成物への対応



侵害行為の責任主体 (考え方36頁)

- ◆ AI生成物による著作権侵害の責任は、原則として、物理的に生成AIを利用し生成を行った者(又はAI生成物を利用した者)が負うこととなりますが、一定の場合には、AI開発者やAI提供者が著作権侵害の責任を負う場合もあります。責任を負うかどうかは、著作物の利用行為の目的や態様、関与の内容や程度等といった諸般の事情を考慮して判断されますが、生成AIの場合、例えば以下のような要素が考えられます。



- ◆ AI開発者やAI提供者が著作権侵害の責任を負う場合は、これらの者に対しても、侵害に対する措置を取ることが考えられます。



箱をあけたように、既存制度は様々な課題に直面することは避けられません。日本においても、包括的な制度設計をするべき時期にきているというべきでしょう¹⁰。

テム構築を目指しています。医療DXの推進に関しては、全国医療情報プラットフォームの創設が重要な柱となっています。このプラットフォームは、医療機関や介護施設、公衆衛生機関、自治体でバラバラに保存・管理されている患者の医療関連情報を一つに集約し、リアルタイムで共有・管理することを目指しています。さらに、電子カルテ情報の標準化も進められており、これにより医療機関間でのデータ交換が円滑に行えるようになります⁵⁶。診療報酬改定DXは、診療

¹ 想定される「ガバメントクラウド」とは、政府や地方自治体が共通で利用できるクラウドサービスの環境を提供するもので、迅速かつ柔軟でセキュアなシス

報酬やその改定に関する作業をデジタル化し、効率化を図る取り組みです。これらの取り組みは、医療の質の向上や業務効率化、患者サービスの向上に寄与することが期待されています。

² 出典:<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022L0642&from=EN>詳細は特許ニュース2022/12/9^①参照

³ 欧州では、GDPR（一般データ保護規則）20条において、データ主体は、自身が提供した個人データを、構造化され、一般的に使用され、機械可読な形式で取得し、別のデータ管理者に伝送する権利を有すると規定しています。出典：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679&from=EN>

米国のCCPA（カリフォルニア州消費者プライバシー法）は、データポータビリティに関する明確な規定を設けていませんが、事業者個人データのコピーを提供する義務を課しています。出典：<https://oag.ca.gov/privacy/ccpa>

⁴ 出典：[L_202401689EN.000101.fmx.xml](https://eur-lex.europa.eu/press-corner/high-level-summary-of-the-ai-act) EUAI法のサマリー High-level summary of the AI Act | EU Artificial Intelligence Act

⁵ 高い影響力を持つ汎用目的モデルに特有のリスクであり、その影響範囲の広さ、又は公衆衛生、安全、治安、基本権、社会全体に対する実際の若しくは合理的に予見可能な悪影響により、EU市場に重大な影響を及ぼし、バリューチェーン全体に渡り大規模に伝播しうるもの（AI法3条（65））

⁶ パテント2024 VOL. 77 NO. 12, P80～90。広州インターネット裁判所判決（2024年2月8日）は生成AI法22条2項及び14条1項により、被告は本件ウルトラマンティガの作品と実質的類似性を有する画像の生成を停止するための技術的予防措置を講じるべきであるとして、著作権（複製権、翻案権）侵害に基づく差止請求を認めました。ただし、かかるウルトラマン素材を学習データセットから削除する請求については、被告が実際にモデルの学習行為を行っていないため棄却しています。また被告が生成AIサービス提供事業者としての「合理的注意義務」を尽くさなかつたとして損害賠償責任も認めました。

⁷ 出典：94037901_01.pdf

⁸ 出典：94057901_01.pdf

⁹ 出典：94097701_01.pdf

¹⁰ 令和6年11月25日規制改革推進会議医療WG（第3回）において日本版EHDS法制定に向けた議論が始まっている。出典：medical0201.pdf

—つづく—

②は10月9日付掲載

※次回は2025年2月掲載予定